

検 定 申 請 書

社団法人 日本仲裁人協会検定委員会 殿

年 月 日

〒 -

申請者の住所

申請者の氏名

申請会員区分	(1) 特定会員 (2) 普通会員
検定試験日	10月3日(木) 午後6時~8時
履修済研修課程年度	(1) 2004年度 (2) その他の年度 []

*** 申請者は、必要に応じて以下の書面を添付して下さい（仲裁人検定規則第4条）**

- (1) 住民票その他本人を確認することができる書面（申請者全員）
- (2) 本協会が実施する講座による場合を除く単位を取得したことを証明する書面（普通会員申請者のみ 別紙 2(3)参照）
- (3) 検定料の支払を証明する書面（申請者全員 払込先について別紙 5 参照）
- (4) 特定の専門分野についての知識を有することを証明する書面（特定会員申請者のみ 書面の種類について別紙 2(2)参照）

*** 申請書は、9月28日（金）までに下記まで送付して下さい。なお、ご質問等ございましたら、下記までご連絡下さい。**

社団法人 日本仲裁人協会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話 03-3580-9870 FAX 03-3580-9899

別紙

検定申請書の記載要領

1. 各項目の記載要領

(1) 申請年月日

検定申請書の送付日を記入してください。

(2) 申請者の住所・氏名等

申請者の住所及び氏名を記入してください。

添付される住民票等の本人を確認できる書面と同じ住所を記入してください。

2. 申請会員区分と添付資料

(1) 申請会員区分

申請者が申請する会員区分に を付してください。

今回申請することができる会員区分は、特定会員と普通会員です。

(2) 特定会員を申請する者の添付書類

特定会員とは、法律以外の特定の専門分野について知識を有する会員で、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員を意味し、具体的には、労働・建設工事・知的財産・海事・医事に関する特定会員の検定を予定しています。

特定の専門分野についての知識を有することの証明は、原則として各分野における国家資格に基づき認定します。したがって、国家資格を取得していることを証明する書面を添付してください。

但し、例外的に、経験・経歴に基づき特定の分野の専門知識を有していることを認定することもあるので、これを証明することができる社会通念上考えられる書面を添付することもできます。本協会は、国家資格以外の経験又は経歴を評価する自由裁量を有することにつき、ご注意ください。

(3) 普通会員を申請する者の添付書類

普通会員とは、国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員を意味します。

そして、普通会員を申請する者は、仲裁人研修課程の基礎法 に該当する単位を取得していることを証明する必要があります。具体的には、以下の書面のいずれか

を添付してください。

弁護士、法科大学院卒業者及び司法研修所卒業者を証明する書面

法学検定試験 2 級以上の取得を証明する書面

司法書士を証明する書面

大学法学部において商法（商法総則、商行為・会社法）及び民法（総則、物権、債権）を履修したことを証明する書面

3 . 検定試験希望日

検定の申請を行う日付に を記入して下さい。

今回は、2006 年 10 月 3 日(火)午後 6 時から 8 時のみです。

試験の場所は、申請者に対して個別に連絡致します。

4 . 履修済研修課程年度

今回は、2004 年度の仲裁人研修講座を修了している方のみが検定試験を受検することができます。したがって、2004 年度に を記入して下さい。

なお、2004 年度仲裁人研修講座修了者は各講義の際に確認試験を受験されていないため、20 分程度の書面試験（択一試験）を行った後、検定委員によるグループ面接試験を行います。試験の対象は、仲裁法及び仲裁手続に関する一般的な事項です。

5 . 検定料の支払を証明する書面

下記の銀行口座に検定料 1 万円をお支払ください。そして、当該支払を証明する書面の写しを添付してください。

支払先 三菱東京UFJ銀行 東京公務部（普）3713275
社団法人日本仲裁人協会 理事長 谷口安平（タニグチ ヤスハイ）

なお、検定に合格した場合、さらに登録料 1 万円を本協会に支払うと、普通会员又は特定会員の資格を授与します。

以上